



宮 崎 県 公 報

令和3年1月28日(木曜日) 第 175 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

○有害興行の指定…………… (こども家庭課) 1	頁
○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている 区域の指定 (2件)…………… (環境管理課) 1	
○漁船損害等補償法に基づく加入区の指定…………… (水産政策課) 2	
○指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅 (") 2	
○道路の区域の変更 (5件)…………… (道路保全課) 2	
○道路の供用の開始 (3件)…………… (") 4	
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除…………… (砂防課) 4	
○土砂災害警戒区域の指定の解除…………… (") 4	
○土砂災害警戒区域の指定…………… (") 5	
○土砂災害特別警戒区域の指定…………… (") 5	

○違反広告物等の除去命令…………… (都市計画課) 5
公 告

○軽油引取税に係る免税証の無効公告…………… (税務課) 5
○大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (商工政策課) 5
○大規模小売店舗の変更に関する届出…………… (") 6
○宮崎県政府調達苦情検討委員会設置要綱…………… (会計課) 6
○政府調達に関する苦情の処理手続…………… (") 7
○入札公告…………… 9

選挙管理委員会告示

○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3 分の1の数…………… 11
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分 の1の数…………… 11

雑 報

○令和2年度行政書士試験の合格者について…………… 11

告 示

宮崎県告示第60号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例(昭和52年宮崎県条例第27号)第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

令和3年1月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
2年-34	映画	母娘絶倫 淫乱すぎて濡れすぎて	渡邊(元)組 <新東宝映画>	令和3年1月21日
2年-35	映画	DAU. ナターシャ (原題) DAU. NATASHA	トランスフォーマー (ドイツ、ウクライナ、イギリス、ロシア)	
2年-36	映画	愛のコリーダ (原題) LEMPIRE DES SENS	アンブラグド (フランス、日本)	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第61号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更しようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

令和3年1月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 形質変更時要届出区域

別図のとおり(日向市大字日知屋字塩矢 16863番1の一部及び16863番9の一部)

(「別図」は省略し、その図面を宮崎県環境森林部環境管理課に備え置いて縦覧に供する。)

2 土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項及び第2項に係る基準に適合していない特定有害物質の種類鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

宮崎県告示第62号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更しようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和3年1月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 形質変更時要届出区域

別図のとおり（日向市大字日知屋字塩矢 16863番1の一部及び16863番5の一部並びに 16863番9の一部）

（「別図」は省略し、その図面を宮崎県環境森林部環境管理課に備え置いて縦覧に供する。）

2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項及び第2項に係る基準に適合していない特定有害物質の種類鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

宮崎県告示第63号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第 112条第3項及び第4項の規定により同条第1項の規定による指定を変更するため、漁船損害補償法による加入区として指定されたものとみなされたもの（昭和35年宮崎県告示第 767号）の全部を次のように改正し、公表の日から施行する。

令和3年1月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第 112条第1項の規定により、同項に規定する加入区（漁船損害補償法の一部を改正する法律（昭和35年法律第15号）附則第3項の規定により加入区として指定されたものとみなされたものを含む。）を次のとおり指定した。

加入区の名称	加入区の区域
宮野浦加入区	延岡市北浦町宮野浦
市振加入区	延岡市北浦町市振
古江加入区	延岡市北浦町古江
島浦町加入区	延岡市島浦町
浦城加入区	延岡市熊野江町、須美江町、浦城町及び安井町
延岡加入区	延岡市方財町、東海町、神戸町、長浜町及び緑ヶ丘
土々呂加入区	延岡市石田町、伊形町、上伊形町、下伊形町、旭ヶ丘、新浜町、北一ヶ岡、南一ヶ岡、松原町、土々呂町、櫛津町、妙見町、鯛名町及び赤水町
庵川加入区	東臼杵郡門川町大字庵川、庵川西、大字加草、加草及び須賀崎
門川加入区	東臼杵郡門川町大字門川尾末、平城東、平城西及び中須
日向市加入区	日向市
都農町加入区	児湯郡都農町
川南町加入区	児湯郡川南町
富田加入区	児湯郡高鍋町、児湯郡新富町及び宮崎市佐土原町
宮崎加入区	宮崎市（ただし、佐土原町、青島、青島西、大字折生迫及び大字内海を除く。）
宮崎市加入区	宮崎市青島、青島西、大字折生迫及び大字内海
日南市加入区	日南市（ただし、南郷町を除く。）
南郷加入区	日南市南郷町大字中村乙（ただし、3728番地から4135番地までを除く。）、南郷町大字中村甲、南郷町東町、南郷町西町及び南郷町南町
栄松加入区	日南市南郷町大字中村乙3728番地から4135番地まで
外浦加入区	日南市南郷町大字瀉上、南郷町大字脇本及び南郷町大字贄波
串間東加入区	串間市大字市木、大字大納及び大字都井
串間市加入区	串間市（ただし、大字市木、大字大納及び大字都井を除く。）

宮崎県告示第64号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第 113条の2第1項第2号の規定により、次の加入区について、平成29年宮崎県告示第 214号による保険に付すべき義務は、消滅した。

令和3年1月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

富島加入区 日向加入区 青島加入区 内海加入区 鶴戸加入区 油津加入区 大堂津加入区 市木加入区 都井加入区 立宇津加入区
本城加入区 金谷加入区 串間加入区

令和3年1月28日

宮崎県告示第65号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

宮崎県知事 河野俊嗣

なお、関係図面は、令和3年1月28日から同年2月11日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
26	県道	宮崎須 木線	東諸県郡綾 町大字南俣 字大口5695 番1から同 郡同町同大 字同字5695 番1まで	旧	5.6～ 8.5	25.6
				新	7.0～ 24.1	25.6

宮崎県告示第66号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和3年1月28日から同年2月11日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年1月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
26	県道	宮崎須 木線	東諸県郡綾 町大字南俣 字大口5695 番1から同 郡同町同大 字同字5695 番1まで	旧	14.6～ 20.0	21.8
				新	14.6～ 34.9	21.8

宮崎県告示第67号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和3年1月28日から同年2月11日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年1月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
355	県道	旭村木 脇線	東諸県郡国 富町大字木 脇字桑鶴17 20番3地先 から同郡同 町同大字字 原田名1246 番2地先ま で	旧	4.6～ 27.9	726.7

			東諸県郡国 富町大字木 脇字桑鶴17 20番3地先 から同郡同 町同大字字 前田2792番 2地先まで		12.1～ 34.7	826.3
			東諸県郡国 富町大字木 脇字桑鶴17 20番3地先 から同郡同 町同大字字 前田2792番 2地先まで	新	12.1～ 34.7	826.3

宮崎県告示第68号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和3年1月28日から同年2月11日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年1月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
357	県道	田の平 綾線	東諸県郡綾 町大字南俣 字二反野51 86番63地先 から同郡同 町同大字同 字5186番63 地先まで	旧	6.4～ 10.3	42.0
				新	6.7～ 19.7	42.0

宮崎県告示第69号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和3年1月28日から同年2月11日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年1月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
360	県道	田代八 重綾線	東諸県郡綾 町大字北俣 中尾国有林	旧	7.3～ 20.9	39.2

			2094林班り 小班から同 郡同町同大 字中尾国有 林2094林班 り小班まで	新	39.5～ 55.1	39.2
--	--	--	--	---	---------------	------

宮崎県告示第70号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年1月28日から同年2月11日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年1月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
40	県道	都農綾 線	児湯郡木城 町大字高城 字町1224番 地先から同 郡同町同大 字字岸立42 20番4地先 まで	令和3年1月28日

宮崎県告示第71号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年1月28日から同年2月11日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年1月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
207	県道	岩戸延 岡線	延岡市北川 町川内名字 荒木ケ内 1 0506番39地 先から同市 同町川内名 同字 10506 番39地先ま で	令和3年1月28日

宮崎県告示第72号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年1月28日から同年2月11日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年1月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
207	県道	岩戸延 岡線	延岡市宮長 町68番1地 先から同市 同町68番1 地先まで	令和3年1月28日

宮崎県告示第73号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和元年宮崎県告示第 328号で指定した次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年1月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮 崎 市	生目台西一丁目-2	II-1-4137	急傾斜地の崩壊
	生目台西一丁目-2-新①	II-1-4137-新①	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第74号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、令和元年宮崎県告示第 326号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年1月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮 崎 市	生目台西一丁目-2	II-1-4137	急傾斜地の崩壊

生目台西一 丁目-2- 新①	II-1-4137-新①	急傾斜地の崩壊
----------------------	--------------	---------

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第75号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年1月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 溪流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
宮崎市	生目台東一 丁目-4	II-1-4137	急傾斜地の崩壊
	生目台東一 丁目-4- 新①	II-1-4137-新①	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第76号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年1月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒 区域の溪流番号 又は箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
宮崎市	生目台東一 丁目-4	II-1-4137	急傾斜地の崩壊
	生目台東一 丁目-4- 新①	II-1-4137-新①	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第77号

宮崎県屋外広告物条例(平成5年宮崎県条例第13号。以下「条例

」という。)第6条の規定に違反して次の広告物等を設置する者又はこれらを管理する者は、令和3年2月4日までに自らが当該広告物等を設置する者又はこれらを管理する者であることを申し出なければならない。

なお、同日までにその申出がないときは、条例第24条第2項の規定により、宮崎県知事の委任した者が当該広告物等を除却する。

令和3年1月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

広告物等の種類	広告物等の表示及び設置場所	広告物の表示内容	広告物等の個数
野立(建植)広告	えびの市大字小田字 鬼岩1650番29地先	ホテルループ	1個

公 告

宮崎県税条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第3号)第76条第1項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

令和3年1月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 免税証の種類
200ℓ券1枚
- 用途
木材加工業
- 記号及び番号
200ℓ券H 4004710
- 有効期間
令和3年1月1日から令和3年3月31日まで
- 免税証に記載した販売店の名称
ミズマ石油店
- 紛失年月日
令和3年1月6日

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和3年1月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ドラッグコスモス平和台店
宮崎市下北方町井手下南20-1他
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館
4階

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和3年9月16日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,457㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物西側 58台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物北西側 10台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物南西側 27㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内西側 9㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
3箇所 建物敷地北西側、南西側及び南側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
令和3年1月15日
- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
令和3年1月28日から令和3年5月28日まで
- 10 意見書の提出先及び期間
 - (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
 - (2) 期間
令和3年1月28日から令和3年5月28日まで
- 11 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和3年1月28日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
クロモ清武
宮崎市清武町正手2丁目32番 他6筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
植松商事株式会社 代表取締役 植松孝一
宮崎市橋通西四丁目2番30号
株式会社ナフコ 代表取締役 深町勝義
福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号
- 3 変更した事項
大規模小売店舗の名称
（変更前）クロスモール清武
（変更後）クロモ清武
- 4 変更の年月日
令和2年12月15日
- 5 変更する理由
売買により、所有者が変更したことによる店舗名称変更のため
- 6 届出年月日
令和2年12月15日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
令和3年1月28日から令和3年5月28日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
 - (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
 - (2) 期間
令和3年1月28日から令和3年5月28日まで
- 9 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

令和2年5月28日付け宮崎県公報第109号において公告した宮崎県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正したので、改正後の要綱を次のとおり公表する。

令和3年1月28日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

宮崎県政府調達苦情検討委員会設置要綱

（目的）

第1条 県の機関及び県が単独で設立する地方独立行政法人が行う調達であって、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の対象となる調達に関係する供給者の苦情について、政府調達に関する苦情の処理手続（

平成26年6月23日定め)に基づき、公平かつ独立した立場から検討し、関係調達機関への提案等を行うため、宮崎県政府調達苦情検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の構成等)

第2条 委員会の定数は、3人とする。

2 委員は、人格が高潔で、地方公共団体の入札・契約制度に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が選任する。

3 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期については、前任者の残任期間とする。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が選任されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、在任中、その意に反して罷免されることがない。

(1) 破産手続開始の決定を受けたとき。

(2) 禁錮以上の刑に処せられたとき。

(3) 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(守秘義務)

第3条 知事は、選任の際委員に職務上知り得た秘密を漏らさないことを誓約させることとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、議長として委員会の議事を運営する。

3 委員長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第5条 委員長は、委員会を招集する。

2 委員長は、委員会を招集しようとする場合は、書面により、会議の日時、場所及び議事をあらかじめ委員に通知する。ただし、緊急のため、やむを得ない場合は、この限りでない。

(会議の議決)

第6条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(議事録)

第7条 委員会においては、議事録を作成する。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、会計管理局会計課が処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

平成31年1月31日付け宮崎県公報第3068号において公告した政府

調達に関する苦情の処理手続の一部を改正したので、改正後の処理手続を次のとおり公表する。

令和3年1月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

政府調達に関する苦情の処理手続

第1 宮崎県政府調達苦情検討委員会

1 宮崎県政府調達苦情検討委員会(以下「委員会」という。)は、苦情を文書で受理し、調達機関による当該苦情に係る調達のいかなる側面に関しても事実関係を調査し、調達機関に対する提案を行う。

2 申し立てられた苦情に関して利害関係を持つと認められる委員は、当該苦情の検討に参加することができない。

第2 苦情の申立て

1 供給者(調達機関が製品又はサービスの調達を行った際に当該製品又はサービスの提供を行った者及びび行うことが可能であった者をいう。以下同じ。)は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第1条に規定する2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束(以下「協定等」という。)の規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、委員会に対し、書面により苦情を申し立てることができる。

供給者が、協定等の違反があると考えられる場合には、まず、当該調達を行った機関との間で協議を行い、解決を求めることが奨励される。

2 供給者が協定等の違反があると考え、調達機関に対し協議を行いたい旨申し出た場合には、当該調達機関は当該供給者と速やかに協議を行い、苦情を解決するよう努めなければならない。

第3 期間

1 この処理手続において、日数の計算は、特に規定のない限り暦日による。

2 この処理手続において、作業日とは、県の休日でない日をいう。

3 この処理手続において、期間の初日は算入しない。

4 この処理手続において、期間の末日が県の休日に当たるときは、期間はその翌日に満了する。

第4 参加者

1 苦情の申立てがあった場合、当該苦情に係る調達に利害関係を持つ全ての供給者は、苦情処理手続に参加することができる。

2 苦情の申立てがあった場合、当該苦情に係る調達を行った機関(以下「関係調達機関」という。)は、苦情処理手続に参加しなければならない。

3 苦情の申立てがあった場合、当該苦情に係る調達に利害関係を持つ供給者であって当該苦情処理手続に参加を希望するものは、第5の6に定める公示後5日以内に参加の意思を委員会に通知しなければならない。当該供給者であって通知を行ったもの(以下「参加者」という。)は、この処理手続の適用を受ける。

4 3の規定による参加の通知は、いつでも取り下げることができる。

第5 苦情の検討の手続

- 1 供給者は、調達手続のいずれの段階であっても、協定等のいずれかの規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に、書面により委員会へ苦情を申し立てることができる。委員会は、苦情の申立てのあった後直ちに、その写しを関係調達機関に送付する。
- 2 委員会は、苦情申立ての書類に不備があると認めるときは、当該苦情を申し立てた者に対し、その補正を求めることができる。この場合において、不備が軽微なものであるときは、委員長は職権で補正することができる。
- 3 委員会は、原則として、申立て後10作業日以内に苦情について検討し、次の各号のいずれかに該当する場合には、書面により理由を付して却下することができる。
 - (1) 遅れて申立てが行われた場合
 - (2) 協定等と無関係な場合
 - (3) 軽微な又は無意味な場合
 - (4) 供給者からの申立てでない場合
 - (5) その他委員会による検討が適当でない場合
- 4 関係調達機関は、申し立てられた苦情が却下されるべきと判断する場合には、委員会に対し、書面により理由を付して却下すべき旨申し出ることができる。
- 5 委員会は、苦情の申立てが遅れて行われても、正当な理由があると認める場合には当該申立てを受理することができる。
- 6 委員会は、苦情が正当に申し立てられたと認め、申立てを受理した場合には、当該苦情を申し立てた者（以下「苦情申立人」という。）及び関係調達機関に対しその旨を直ちに文書で通知するとともに、委員長の定めるところにより公示を行う。
- 7 契約締結又は契約執行の停止
 - (1) 委員会は、原則として、契約締結に至る前の段階での苦情申立てについては、関係調達機関に対し苦情処理に係る期間内は契約を締結すべきでない旨の要請を、申立て後12作業日以内に速やかに文書で行う。
 - (2) 委員会は、原則として、契約締結後10日以内に行われた苦情申立てについては、関係調達機関に対し苦情処理に係る期間内は契約執行を停止すべきである旨の要請を速やかに文書で行う。
 - (3) 委員会は、緊急かつやむを得ない状況にあるため、契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請を関係調達機関に対して行わないと決定した場合には、その旨を理由とともに直ちに苦情申立人に文書で通知する。
 - (4) 関係調達機関は、委員会から契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請を受けた場合には、速やかにこれに従う。
 - (5) (4)の場合において、関係調達機関の長が緊急かつやむを得ない状況にあるため、機関として委員会の要請に従うことができないと判断する場合には、その旨を理由とともに直ちに委員会に文書をもって通知しなければならない。委員会は、当該通知のあった後直ちに当該文書の写しを苦情申立人に送付する。
 - (6) (5)の通知があった場合には、委員会は、当該理由が認めるに足りるものかどうかを判断し、その結果を直ちに苦情申立人及び関係調達機関に文書をもって通知しなければならない。

8 検討

- (1) 委員会は、苦情申立人及び関係調達機関に対し説明、主張、文書の提出等を求め、これに基づき、苦情についての検討を行う。
 - (2) 関係調達機関は、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じるおそれのある場合を除き、説明、主張、文書の提出等を拒むことができない。
 - (3) 委員会は、説明、主張、文書の提出等が、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じるおそれのある場合に該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、関係調達機関に説明、主張、文書の提示等をさせることができる。この場合においては、何人も、その説明、主張、文書等の開示を求めることができない。
 - (4) 委員会は、受理した苦情に係る調達に関して裁判所に対し訴えが提起された場合であっても、当該訴えの提起にかかわらず、この処理手続の定めるところにより苦情についての検討を行う。
 - (5) 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、委員会が検討の結果を取りまとめる前に、委員会に出席し、意見を述べることができる。
 - (6) 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、弁護士又は委員会の承認を得た者を代理人とすることができる。
 - (7) (6)の承認は、いつでも取り消すことができる。
 - (8) 代理人の権限は、書面をもって証明しなければならない。
 - (9) 代理人が2人以上あるときは、各人が本人を代理する。
 - (10) 苦情申立人、参加者、関係調達機関及び代理人は、委員会の承認を得て、補佐人とともに出席することができる。
 - (11) (10)の承認は、いつでも取り消すことができる。
 - (12) 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、当該苦情の申立てに関して開催される委員会における互いの陳述を傍聴することができる。ただし、委員会が傍聴が適当ではないと判断する場合は、この限りでない。
 - (13) 委員会は、その判断により、証人を出席させることができる。
 - (14) 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、委員会において自ら行う意見若しくは報告の陳述を公開で行うこと又は証人の出席を求めることができる。この場合において、委員会は、原則として、その求めに応ずるものとする。ただし、意見若しくは報告の陳述又は証人の出席は、苦情申立人、参加者、関係調達機関その他の調達に利害関係を持つ者の営業上の秘密、製造過程、知的財産その他当該者に関する営業上の秘密情報の保護に配慮されたものでなければならない。
 - (15) 委員会は、苦情申立人若しくは関係調達機関の要請により、又は委員会自らの発意により、苦情の内容について公聴会を開くことができる。
 - (16) 委員会は、必要に応じ、検討の対象となる調達に関し識見を持つ技術者等より意見を聴くことができる。この場合において、当該技術者等は、当該調達に関して実質的な利害関係を持つ者であってはならない。
- 9 1による苦情申立ては、いつでも取り下げることができる。
- 10 関係調達機関の報告書
- (1) 関係調達機関は、申し立てられた苦情が委員会に受理された場合、当該苦情の写しが当該関係調達機関に送付された後14日以内に、委員会に対し以下の事項を含む苦情に係る調達

に関する報告書を提出しなければならない。

ア 当該苦情に係る調達に関連する仕様書、その一部を含む入札書類その他の文書

イ 関連する事実、判明した事実並びに関係調達機関の行為及び提案を明記し、かつ、苦情事項の全てに答えている説明文

ウ 苦情を解決する上で必要となり得る追加的事項又は情報

(2) 委員会は、(1)に定める報告書を受領した後直ちに苦情申立人及び参加者に対し、当該報告書の写しを送付するとともに、当該写しを受領した後7日以内に、委員会に意見又は当該報告書に基づき苦情の検討を希望する旨の要望を提出する機会を与える。委員会は、当該意見又は要望を受領した後直ちに、その写しを関係調達機関に送付する。

(3) 委員会は、調達に利害関係を持つ者の同意があった場合を除き、当該者の営業上の秘密、製造過程、知的財産その他当該者が提出した商業上の秘密情報を第三者に開示しない。

第6 検討の結果及び提案

1 委員会は、苦情が申し立てられた後90日以内（公共事業に係る苦情申し立てについては、50日以内）に、検討の結果の報告書を文書で作成する。委員会は、当該報告書において、検討の結果の根拠に関する説明とともに、苦情の全部又は一部を認めるか否かを明らかにするとともに、調達の手続が協定等の規定に反して行われたものか否かを明らかにする。

2 委員会は、協定等に定める措置が実施されていないと認める場合には、以下の一又は二以上を含む適切な是正策を提案するため、報告書とともに提案書を文書で作成する。

- (1) 新たに調達手続を行う。
- (2) 調達条件は変えず、再度調達を行う。
- (3) 調達を再審査する。
- (4) 他の供給者を契約締結者とする。
- (5) 契約を破棄する。

3 委員会は、検討の結果及び提案を作成するに当たり、調達手続における瑕疵^{かじ}の程度、全部又は一部の供給者に与えた不利益な影響の程度、協定等の趣旨の阻害の程度、苦情申立人及び関係調達機関の誠意、当該調達に係る契約の履行の程度、当該提案が調達機関に与える負担、当該調達の緊急性、関係調達機関の業務に対する影響その他の当該調達に関する状況を考慮するものとする。

4 委員が少数意見の公表を求めた場合には、委員会は少数意見を報告書に付記することができる。

5 委員会は、報告書及び提案書を作成した後直ちに苦情申立人、関係調達機関及び参加者に送付する。

6 関係調達機関は、原則として、関係調達機関自身の決定として、正当に申し立てられた苦情に係る委員会の提案に従うものとする。関係調達機関は、提案に従わないとの判断を行った場合には、提案書を受領した後10日以内（公共事業に係る苦情申し立てについては、60日以内）に、理由を付して委員会に報告しなければならない。

7 委員会は、検討の結果及び提案に関する外部からの照会に応じる。

8 委員会は、申し立てられた苦情を検討する際に当該苦情に係る調達に関して法律に違反する不正又は行為の証拠を発見した場合には、適当な執行当局による措置を求めるため、当該執行当局に通報する。

第7 迅速処理

1 委員会は、苦情申立人又は関係調達機関から文書で苦情の迅速な処理の要請があった場合には、この項に定める迅速処理の手続に従って苦情処理を行うか否かを決定する。

2 委員会は、迅速処理の要請を受領した後直ちに迅速処理を適用するか否かを決定し、苦情申立人、関係調達機関及び参加者に対し、その決定の結果及びその理由を通知する。

3 迅速処理が適用される場合の期限及び手続は、次のとおりとする。

(1) 関係調達機関は、委員会から迅速処理が適用される旨の通知を受けた後6作業日以内に、第5の10に定める報告書を委員会に提出する。委員会は、当該報告書を受領した後直ちに、苦情申立人及び参加者に対し、その写しを送付するとともに、当該写しを受領した後5日以内に、委員会に意見又は当該文書に基づき事実判断を希望する旨の要望を提出する機会を与える。委員会は、当該意見又は要望を受領した後直ちに、その写しを関係調達機関に送付する。

(2) 委員会は、苦情が申し立てられた後45日以内（公共事業並びに電気通信機器及び医療技術製品並びにこれらに係るサービスに係る苦情申し立てについては、25日以内）に、検討の結果の報告書及び提案書を文書で作成する。

第8 苦情の受付及び処理の状況の公表

知事は、政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況を取りまとめ、その概要を定期的に公表する。

第9 調達に係る文書の保存

調達機関は、苦情の処理手続に資するため、協定等の対象となる調達を行った場合には、当該調達に係る契約の日から3年間（公共事業並びに電気通信機器及び医療技術製品並びにこれらに係るサービスに係る場合にあっては、5年間）、当該調達に係る文書（電子的手段による当該調達の実施に関する履歴を適切に確認するためのデータを含む。）を保存しなければならない。

第10 適用

協定等に定める適用基準額の邦貨換算額については、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する総務大臣の定める区分に応じ総務大臣の定める額によるものとする。

附 則

この処理手続は、公表の日から施行する。

附 則

この処理手続は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この処理手続は、公表の日から施行する。

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和3年1月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 特定役務の件名 テレワーク環境構築業務
- (2) 特定役務の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 委託期間 この競争入札に係る契約締結の日から令和3年3月31日まで
- (4) 入札方法 (1)の特定役務について入札を実施する。入札金額は、テレワーク環境の構築、運用までに係る一切の費用を含む

ものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 令和2年宮崎県告示第 115号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が電算業務のものであること。

イ 上記1(1)の特定役務において納入する物品（以下「本件物品」という。）について、入札説明書及び仕様書に記載された仕様を満たした機能を有する物品を確実に設置し、設定できると認められる者であること。

ウ 本件物品について、保守、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

(2) 入札に参加しようとする者は、上記(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類を次により提出し、事前に審査を受けること。

なお、入札参加希望者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

ア 提出先 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7045

イ 提出期限 令和3年2月2日午後5時（送付にあっては、同日午後5時必着）

ウ 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。

3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請

上記2(1)アに掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものについての、この競争入札に係る参加資格等を得るための審査は行わない。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当

(2) 期間 令和3年1月28日から令和3年2月9日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）

5 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

(1) 交付場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当

(2) 交付期間 令和3年1月28日から令和3年2月9日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）

6 入札に関する質問及び回答

(1) 質問

この競争入札に関し、質問がある場合は、次により提出するものとする。

ア 提出先 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当

イ 提出期限 令和3年2月4日午後5時（送付にあっては、同日午後5時必着）

ウ 提出方法 入札質問書を、持参のほか、送付及び電子メー

ル（アドレスjohoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp）による提出を可とする。なお、電話による質問は認めない。

(2) 回答

質問に対する回答は、次のとおり行う。

ア 回答方法 県庁ホームページに掲載を行う。

イ その他 提出期限までに到着しなかった質問及び上記(1)ウの提出方法以外による方法で提出された質問については、いかなる理由があっても回答しない。

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当

(2) 提出期限 令和3年2月9日午後5時（送付にあっては、同日午後5時必着）

(3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。

8 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁附属棟 302号室 宮崎市橋通東2丁目10番1号

(2) 日時 令和3年2月10日午前10時

9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。

(3) 開札をした場合において落札者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札については2回までとする。

(4) 最低制限価格は設定しない。

12 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当

13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他、この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

(1) Nature and Quantity of Services up for Bid: Construction of telework environment for Miyazaki Prefectural Government

(2) Bidding Deadline: 5:00 PM on 9 February, 2021

(3) Contact Point for Inquiries: Information Administration Division, Prefectural Policy Department, Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibana-dori Higashi, Miyazaki City 880-8501, JAPAN TEL: +81-985-26-7045

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和3年1月16日現在次のとおりである。

令和3年1月28日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,163人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 213,516人

宮崎県選挙管理委員会告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和3年1月16日現在次のとおりである。

令和3年1月28日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

西都市・西米良村選挙区 8,745人

雑 報

令和2年度行政書士試験の合格者について

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により宮崎県知事から委任された令和2年度行政書士試験の合格者の受験番号は、次のとおりです。

令和3年1月28日

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 多賀谷 一 照

8910059 8910064 8910104 8910139 8910169 8910204
8910269 8910276 8910307 8910315

以上10名

--	--